

議案第73号

漏水により生じた損害に係る和解について

令和5年5月22日に発生した岩倉市営住宅大山寺住宅の漏水により生じた損害に係る和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

令和6年8月28日提出

岩倉市長 久保田桂朗

損 害		相手方住所氏名	和解による 受領額
場 所	概 要		
岩倉市大山寺 町前畑2番地 岩倉市営住宅 大山寺住宅	4階の1室において、トイレの排水管を入居者の責に帰すべき事由によって詰まらせたため漏水が発生し、階下の3階から1階までの住宅3戸が広範囲に浸水したことにより、当該住宅3戸が毀損し、復旧修繕が必要となる損害を受けたもの。また、当該住宅3戸の居住者に対し、漏水発生から復旧修繕完了までの仮住まいに係る費用を支出したものの。	岩倉市大山寺町 前畑2番地 大山寺住宅3棟 ■■■■■■ ■■■■■■	8,356,149円